

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和4年2月25日（金）16:00～16:10
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授

座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
委員 阿曾沼 元博 医療法人社団混志会社員・理事

<関係省庁>

小野寺 徳子 厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課長
佐藤 悦子 厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課主任障害者雇用専門官
小林 孔 厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課課長補佐

<事務局>

青木 由行 内閣府地方創生推進事務局長
山西 雅一郎 内閣府地方創生推進事務局次長
三浦 聡 内閣府地方創生推進事務局審議官
黒田 紀幸 内閣府地方創生推進事務局参事官
日向 弘基 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 障害者雇用に係る雇用率算定の特例（LLP特例）の全国展開について
- 3 閉会

○黒田参事官 それでは、定刻になりましたので、これから国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開催したいと思います。

今回は厚生労働省に御参加いただいております。お忙しいところありがとうございます。

本日のテーマは、「障害者雇用に係る雇用率算定の特例（LLP特例）の全国展開について」ということでございます。

資料は、厚生労働省から御提出いただいております。

資料、議事ともに公開ということでございます。

流れは、冒頭に厚生労働省から御説明をいただきまして、その後、委員の先生方の質疑応答ということで進めさせていただきたいと存じます。

それでは、今後の議事進行は八田座長、よろしくお願いいたします。

○八田座長 今日はお忙しいところをお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、今、事務局から説明がありましたように、早速、まず厚生労働省から御説明をお願いいたします。

○小野寺課長 障害者雇用対策課長をしております小野寺と申します。よろしくお願いいたします。

私どもから、事業協同組合等算定特例におけますLLPの取扱いということで資料を提出させていただいております。

資料に概要を書いておりますが、改めて全体像を御説明申し上げたいと思います。

御承知かもしれませんが、我が国においては企業に対しまして障害者の雇用義務を課しておりまして、今、法定雇用率は2.3%ということで、43.5人につき1人の障害者をお雇いいただくようお願いをしております。これに対して現状は、全体では実雇用率2.2%で、実雇用率が法定雇用率に近づいてきておりますが、企業規模によってかなり格差が広がってきております。

例えば1,000人以上で申し上げると、実雇用率は既に2.42%ですので法定雇用率を超えて障害者雇用が進んでおりますが、一方で100人未満の中小につきましては1.81%ということで、過半以上がまだ法定雇用率に届いていない状況でございます。

このように、規模の小さいところについては個社において障害者雇用をクリアしていくというのが難しい状況の中で、事業協同組合等におきまして、参画いただく特定事業主とともに一体の法人とみなしまして、全体として法定雇用率をクリアしていくという枠組みをもって運用してまいりました。これにつきましては、資料の3ページにその概要を載せてございます。

事業協同組合等の特例に対して、4ページが今回特区のほうで運用しておりますものです。特区におきましては、事業協同組合等に加えまして有限責任事業組合、つまりLLPを用いまして、異業種の企業がより一層簡便に参画できるということで設定いたしまして、特区区域内においての特例的な取扱いとして運用を開始しております。

この枠組みとしては、実際に東京圏におきまして1事例スタートしております。それにつきましては5ページに入っております。

今、この事業につきましては、取り組む上で事業計画を立てていただいておりますが、3年目に入っておりますこの計画におきましても、既に全体として5.5名の障害者が雇用されているという実績がございます。

あわせて、LLPを中心に、御参画いただいている特定事業主のほうでも、新たな雇入

れをしていこうという動きも出てきておりますので、事例としては1事例ということで少
うございますが、一定の成果があったらということの評価しております。

1ページに戻りまして、この件につきましては令和4年1月21日に開催しております私
どもの労働政策審議会の中の障害者雇用分科会におきまして、この実績につきまして御報
告申し上げまして、一定の効果があったということで、全国展開をするという方向性を了
承いただいたということでございます。

障害者雇用分科会においてはその他の制度見直しについて全般的に検討を進めておりま
すので、全体の検討が進み、本年5月以降を目指して、意見書として取りまとめてまいり
ますので、その中におきまして、本件特例の全国展開につきましても、今後必要な手続を
踏んでいく形になっております。

御説明としては以上になります。

○八田座長 どうもありがとうございました。

この特区の制度の経験に基づいて全国展開されるというのは、大変嬉しいことだと思
います。

タイミングの問題は少し整理する必要があると思いますが、これを含めて委員の方から
御意見はございますでしょうか。

阿曾沼委員、どうぞ。

○阿曾沼委員 一つ教えていただけますでしょうか。

LLPというのは、異業種の企業ということが一つの大きな前提になっているのですが、実
例では、組合に参加している方々はどんな異業種の集まりとなっているのでしょうか。教
えていただけますか。

○八田座長 厚生労働省、お願いいたします。

○小野寺課長 障害者雇用対策課長、小野寺でございます。お答え申し上げます。

今回の事例で申し上げますと、結論から言うと異業種の参画が非常に進んでございます。
珍しいパターンですけれども、一つは社会保険労務士事務所が入っておりますのと、いわ
ゆる卸小売業で特にお花とか植木をお売りになっているような事業体や、化粧品関係の会
社といった、かなり柔軟な形での御参画が進んだ事例かと思っております。

○阿曾沼委員 ありがとうございました。

○八田座長 非常に前向きなお答えなのですが、唯一の問題は、分科会での議論が本年5
月以降に取りまとめられる。一方、成長戦略では、今年度全国展開するということだっ
たので、ちょっとタイミングのずれがあるのですが、ここは事務局としてはどのようにお
考えですか。

○日向参事官 事務局参事官の日向からお答えさせていただきます。

厚生労働省にも御了解いただきまして、この場で、公開で議事の記録に残る形で、かつ、
提出書類についても公表可ということで、この中で書かせていただきました分科会にお
いて検討を行い、結論を得ることが書面においてもしっかり記載いただき、また、担

当課長の口からも結論を得たということについてしっかり御回答いただきましたので、この説明資料と議事の公表をもって、措置済みという取扱いとして差し支えないのではないかと事務局としては考えております。

○八田座長　ということは、諮問会議でもこれは措置済みですという御報告をするということですね。限定された意味ですけれども、措置済みであると。

○日向参事官　そのような説明で構わないと思います。

○八田座長　厚生労働省もそれでよろしいでしょうか。

○小野寺課長　はい、そのような理解でおります。

○八田座長　ありがとうございました。

他に委員の方から御意見や御質問はございますか。

ないようでしたら、非常にいい方向でお決めいただきましたこと、お礼申し上げます。どうもありがとうございました。

○黒田参事官　ありがとうございました。

それでは、これでワーキンググループを終了したいと思います。

厚生労働省、どうもありがとうございました。